

★ News 『子ども・子育て支援金』制度スタート

少子化対策の財源確保のため、改正子ども・子育て支援法(令和6年6月成立)に基づく「子ども・子育て支援金」制度が令和8年4月施行され、医療保険料に上乗せして「子ども・子育て支援金」の徴収が始まりました。

併せて、令和8年3月分以降の保険料率が改定され、健康保険料率の引下げ・介護保険料の引上げが行われます。給与計算実務でも、「給与明細」への表示・説明にご留意ください。

■「子ども・子育て支援金」制度と保険料率改定の概要

○少子化・人口減少が加速していることから、児童手当の拡充や育児休業給付の財源確保等の子育て支援のための独立した支援金として、高齢者や単身者を含む全ての世代が拠出する。

○支援金の負担

- ・被用者保険は、労使折半で負担。支援金の徴収開始は4月給与(5月納付分)から
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険は、全額本人負担→6~7月に納入通知書が送付され、支援金額や徴収開始時期が通知される。

○被用者保険(協会けんぽ、健保組合など)保険料率の改定

<愛知県>

- ・健康保険料率の引下げ 10.03% → 9.93% ・介護保険料率の引上げ 1.59% → 1.62%
- ・子ども・子育て支援金率 0.23% ※厚生年金保険料率(変更なし)

★ News 「令和8年度税制改正」相続税等の財産評価方法の見直し

令和8年度税制改正により、貸付用不動産の評価について市場価格と相続税評価額との乖離という実態を考慮し、評価方法の見直しが行われました。

被相続人等が、相続開始または贈与の直前5年以内に取得または新築した貸付用不動産(区分所有を含む)については、改正前の路線価等による評価から、改正後は評価課税時期(相続開始または贈与のとき)における通常の取引価格に相当する金額によって評価することができるとされました。

原則として令和9年1月1日以後に相続または贈与により取得する財産に適用されます。

★ News 日本総人口 → 加速する人口減

「令和7年国勢調査」



総務省は5月29日、令和7年(2025年)国勢調査の速報値を公表しました。2025年10月1日時点の日本の総人口は1億2304万9524人(外国人を含む)で、前回(2020年)から309万6575人(2.5%)減少し、減少率も前回から拡大しました。総務省は、人口減少の理由として、少子化と高齢化が進み、自然減(死亡が出生を上回る)の拡大としています。

都道府県別では、前回調査から増加したのは東京、沖縄のみ。45都道府県で減少し、愛知も戦後初めての減少となりました。また県庁所在地47のうち40市が減少。東京1極集中が強まる中、人口減に向き合う地方行政の転換が問われています。世帯数は全国で過去最多となり、1世帯当たり人数は2.15人、単身世帯の増加が進んでいます。

※ 国勢調査の課題=回答率 80.7%

総務省が5年に1度、日本国内に住む外国人を含む全ての人・世帯の実態を把握するために行う国勢調査。2025年調査では回答率はインターネットと郵送で計80.7%と少なく、精度を高めるための調査方法・システムなど対策が課題とされています。



〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063